

協定項目番号	2 3 2 9	合併協定項目名	各種事務事業（土地開発公社関係）の取扱いについて	専門部会名	企画部会	分科会名	企画分科会
調整の方針（案）	大野原町土地開発公社及び豊浜町土地開発公社については、合併の前日までに解散し、その財産を観音寺市土地開発公社に譲渡するものとする。						

項 目	観音寺市	大野原町	豊 浜 町
現 状			
団体名称	観音寺市土地開発公社	大野原町土地開発公社	豊浜町土地開発公社
設置主体	観音寺市	大野原町	豊浜町
法人格	特別法人	特別法人	特別法人
設立	昭和48年3月31日	昭和48年11月6日	平成元年2月20日
所在地	香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号	香川県三豊郡大野原町大字大野原1260番地1	香川県三豊郡豊浜町大字和田浜1531番地1
設立の目的	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目的とする。	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目的とする。
役員構成	理事 11名 （うち理事長1名、副理事長1名を含む） 監事 3名	理事 9名 （うち理事長1名、副理事長1名を含む） 監事 2名	理事 8名 （うち理事長1名、副理事長1名を含む） 監事 2名
事業内容	設立目的を達成するため、次の業務を行う。 (1)次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地 公営企業の用に供する土地 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地 (2)住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業(埋立事業に限る。)並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地及び流通業務団地の造成事業を行うこと。 (3)前(1)(2)の業務に付帯する業務を行うこと。	設立目的を達成するため、次の業務を行う。 (1)次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地 公営企業の用に供する土地 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地 (2)住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業(埋立事業に限る。)並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地及び流通業務団地の造成事業を行うこと。 (3)前(1)(2)の業務に付帯する業務を行うこと。	設立目的を達成するため、次の業務を行う。 (1)次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地 公営企業の用に供する土地 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地 (2)住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業(埋立事業に限る。)並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地及び流通業務団地の造成事業を行うこと。 (3)前(1)(2)の業務に付帯する業務を行うこと。